

地方独立行政法人会計基準等研究会 公営企業型地方独立行政法人部会（第2回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年1月30日（水）10：30～12：00
- 場所：総務省 801会議室
- 出席者：会田部会長、石田委員、樫谷委員、徳山委員（代理：岡山県保健福祉部健康対策課 藤原総括参事）、野口委員、森田委員
栄畑審議官、平嶋公営企業課長、濱田地域企業経営企画室長

【議題】

- （1）地方独立行政法人会計基準等について
- （2）大阪府立病院機構の状況について
- （3）公営企業型地方独立行政法人への減損会計基準導入に係る論点について

【配布資料】

- 資料1 固定資産の減損に係る（国）独立行政法人会計基準の概要
- 資料2 減損会計基準に関する比較
- 資料3 公営企業型地方独立行政法人の概要等
- 資料4 大阪府立病院機構資料
- 資料5 公営企業型地方独法に係る論点（案）

【概要】

- 資料1～3及び資料5について、事務局より説明を行った。
- 資料4について、野口委員より説明を行った。
- 公営企業型地方独立行政法人が現在設立されている病院事業とそれ以外の事業を分けて議論を進めることについては、委員から特に異論はなく、当面は病院事業を念頭において議論を進めることとなった。
- 委員からの主な指摘等
 - 地方独法の病院事業については、税財源等で手当てされる公的な使命を持った部分と民間と同様の使命を持った部分があり、企業会計基準あるいは独法基準のいずれかのみを基準を採用するのは困難であり、基準の修正が必要であると考え。但し、どちらの部分についても、それぞれ減損が必要かどうか分かる仕組みとすることが重要。
 - 地方独法に企業会計基準の減損を導入することで、損益ベースでの採算性を求められることとなると、独法化のハードルが高くなるのではないかと。また、これまでの病院事業は元利償還金の1/2の一般会計からの繰入を前提として、民間であれば内部留保により賄われるべき資金がなくとも投資を行ってきた経緯について、今後どのように考えるかということについて議論が必要ではないかと。
 - 独法化については効率化等のメリットがあることから、地方独法化は望ましいと考えるが、事業としては同じ実態でありながら、公営企業であるか地方独法であるかによって、（減損の有無等の）情報開示の度合いが異なるのは問題ではないかと。使命と財源をきちんと整理することが必要である。また、目標に従って資産が使われているかどうかという点も考える必要がある。
 - 仮に、企業会計基準を導入する場合であっても、設立団体の負担金により運営される部分については独法型を適用するなどの整理が必要ではないかと。

- 用途の限定のない負担金あるいは運営費交付金で運営される部分とそれ以外の部分の切り分けは難しいのではないか。
- 高機能な設備を持つ病院については、採算が合いにくくなると考えられるが、不採算が妥当な原因によるものであるのか、あるいは非効率故によるものなのか、という線引きが難しくなる点をどのように考えるのがよいか。
- 病院事業の場合は診療報酬という形で販売単価が決められており自ら料金を上げることが出来ず、収入で賄うことの出来ない費用分については負担金で賄うこととしているものの、自治体の財政的な制約から、減価償却費を含む費用全額を賄うことが出来ない自治体が多いことを考える必要がある。
- 設備が有効に使われているかどうかという論理で管理者が考えるよう促す仕組みとしてほしい。